

## 鳥取県立県民文化会館基金造成事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、鳥取県立県民文化会館基金造成事業補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取県立県民文化会館の指名指定管理者(以下「補助事業者」という。)が定款に定める公益事業の実施及び受託する鳥取県立県民文化会館(以下「指定管理施設」という。)の管理運営に充当することを目的として基金を設ける場合に補助事業者を支援し、もって県民の文化振興及び指定管理施設の利用者へのサービスの向上や機能の充実につなげることを目的とする。

### (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、補助事業者が基金に積み立てる経費を、予算の範囲内で、県と補助事業者が締結した指定管理施設に係る協定書に基づく前年度指定管理料の返納額を上限とし補助事業者に交付する。

### (交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、地域づくり推進部長が別に定める日までに行わなければならない。  
2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号に掲げる書類は様式第1号とし、同条第2号に掲げる書類は、様式第2号によるものとする。

### (交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。  
2 知事は、前条第2項の様式第1号について、補助事業者の設置目的及び公益性の確保について審査するものとする。  
3 本補助金の交付決定の通知は、様式第3号によるものとする。

### (承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に該当するもの以外の変更とする。  
(1) 補助金の増額  
(2) 基金設置計画書の変更  
2 第5条第1項及び第2項の規定は変更等の承認に準用する。

### (実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。  
(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日  
(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、交付決定を受けた補助事業等の完了年月日の属する年度の翌年度の4月20日  
2 規則第17条第2項第1号の書類は様式第4号によるものとし、同項第2号の書類は様式第2号によるものとする。

### (交付の条件)

第8条 この補助金の交付決定には次の条件が付されるものとする。  
なお、補助事業者が、交付決定条件に違反した場合には、交付決定の全部又は一部を取り消しし、補助金を返還させることがある。  
(1) 補助事業者は、基金を廃止し、又は担保に供してはならない。ただし、やむを得ず廃止する場合で

あって、予め知事に協議し、知事が同意したときはこの限りでない。

- (2) 補助事業者は、補助金を受領後速やかに基金に積み立てなければならない。
- (3) 補助事業者は、基金の果実を基金に積み立てて管理しなければならない。
- (4) 補助事業者は、承認された基金設置計画書に掲げる事業に充当する場合に限り基金を処分することができる。
- (5) 補助事業者は、基金に属する財産の一部又は全部を処分した場合は、処分した日の属する年度の翌年度の4月20日までに、様式第5号により知事に報告しなければならない。

(雑則)

第9条 この要綱の実施に関しては、規則及びこの要綱に定めるもののほか、必要な事項は、地域づくり推進部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月21日から施行する。

附 則

この改正は、令和元年7月5日から施行する。

鳥取県立県民文化会館基金設置（変更）計画書

職 氏名 様

（申請者）

住 所

団 体 名

代表者名

（印）

鳥取県立県民文化会館基金造成事業補助金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり基金設置計画書を提出します。

基金の名称	
設置目的	
充当する事業	

(規則第5条)

令和 年 月 日

職 氏 名 様

(申請者)  
住 所  
団 体 名  
代表者名

(印)

令和 年度鳥取県立県民文化会館基金造成事業補助金交付申請書

鳥取県立県民文化会館基金造成事業補助金の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助事業等の名称	
算 定 基 準 額	
交 付 申 請 額	
添 付 書 類	1 事業計画書 2 収支予算書

令和 年度鳥取県立県民文化会館基金造成事業補助金交収支予算(決算)書

1 収 入

(単位：円)

科 目	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	増減額 (差 額)	備 考
合 計				

2 支 出

(単位：円)

科 目	本年度予算額 (本年度決算額)	本年度予算額 (本年度予算額)	増減額 (差 額)	備 考
合 計				

（申請者）様

職・氏名

（印）

令和 年度鳥取県立県民文化会館基金造成事業補助金交付決定通知書及び概算払通知書

令和 年 月 日付第 号（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県立県民文化会館基金造成事業補助金（以下「補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付及び概算払することに決定したので、規則第8条第1項及び規則第19条の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、申請書に記載されているとおりとする。

2 設置基金の内容

基金の名称	
設置目的	
充当する事業	

3 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 円  
(2) 交付決定額 金 円

4 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分は、申請書に記載されているとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

5 交付額の確定

本補助金の額の確定は補助対象経費の実績額と前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

6 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び鳥取県立県民文化会館基金造成事業補助金交付要綱（平成19年7月23日付第200700058245号鳥取県文化観光局長通知）の規定に従わなければならない。

7 概算払

前記2の(2)の交付決定額について概算払するので、月 日までに次の書類を提出すること。

- (1) 請求書  
(2) 交付決定通知書の写し

職 氏名 様

(申請者)  
住 所  
団 体 名  
代表者名

(印)

令和 年度鳥取県立県民文化会館基金造成事業補助金実績報告書

令和 年 月 日第 号による交付決定に係る事業の実績について鳥取県補助金等交付規則第17条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助金等の名称		
区 分	算 定 基 準 額	交 付 決 定 額
交 付 決 定		
実 績		
差 引		
添 付 書 類	1 収支決算書（様式第2号）	

職 氏 名 様

住 所  
団 体 名  
代表者名

(印)

鳥取県立県民文化会館基金の取崩しについて

このことについて、下記のとおり基金の一部（全部）を取崩したので、鳥取県立県民文化会館基金造成事業補助金交付要綱第8条第1項第5号の規定により報告します。

	積立額	今回取崩額	残 額
基金の状況			
充当する事業			
充当する経費の内容			

※ 基金の積立、取崩の状況のわかる証ひょう書類を添付すること。